

「大学等の専門的知見を活用した長田区内保育施設等での乳幼児のこころとからだを育む事業」委託事業者応募要領

1 事業目的

各区において実施している3歳児健診の問診表を区ごとに比較した結果、「長時間のテレビ・スマートフォン視聴時間」について長田区が39%と全区最も高い傾向にあり、「就寝時間」については22時以降が全区中31%と最も高い傾向にあるなど、乳幼児の育ちに関わる可能性のある項目について、長時間および遅い傾向にあることがわかった。また保育施設の利用者割合を他区と比較したところ、全区中最も高いこともわかった。

この傾向をふまえ、令和8年度、乳幼児の心身の健やかな成長を促していくため、子ども達が長時間過ごし日常的に保護者も関わる保育現場に、大学の知見を取り入れ、生涯にわたる人間形成の基礎となる就学前の生活習慣の育成を目指す取り組みを区内2か所の保育施設にて実施することとし、将来的には区内各保育施設、市内各保育施設へと展開していく。

2 業務内容に関する事項

(1) 委託業務内容等

①長田区が選定した保育施設等（2か所）における支援内容を計画・実施

契約締結以降に長田区が選定する保育所等において、就学前の生活習慣の育成につながる取り組みを計画・実施する。

取り組みにあたっては、

- ・前項に挙げた、長田区における課題をふまえた実施内容であること
- ・適切で実現可能な全体計画であること
- ・事業者の知見を活用した実施内容であること
- ・適切な実施体制であること
- ・関係機関との連携や情報共有を適切に行うこと

をふまえること。

②支援による効果について保育施設等の会議の場において報告

取り組みについては、事業者の知見に基づいた、課題解決に有効なもの・カリキュラム等を導入し、一定期間継続し、その効果の測定と評価を行い、定期的に報告書を作成し提出する。

また、区内の保育所・園の定例報告会の場等で報告（中間、最終）する。

③その他

事業に必要な事務用品や事務機器及びその維持費等は、乙の負担・責任で用意すること。

(2) 事業規模（契約上限額）

1,000千円/年度額（税込）を上限とする。

(3) 契約期間

2026年4月1日～2027年3月31日

(4) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のう

え、仕様書及び応募関連書類に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料は、契約締結後、速やかに概算払で支払う。事業終了後は、速やかに事業費を確定させ精算を行う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 対象機関、応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 対象機関

大学等（独立行政法人、公設試験研究機関、国立研究開発法人、大学共同利用機関法人）

(2) 応募資格、必要な資格等

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- ② 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）を含む地方税に未納の税額がないこと。
- ③ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- ④ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- ⑥ 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと
- ⑦ 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること

5 スケジュール

(1) 公募開始	2026 年 2 月 16 日（月）
(2) 応募申込期限	2026 年 3 月 2 日（月）
(3) 質問受付締切	2026 年 3 月 2 日（月）
(4) 質問に対する回答	2026 年 3 月 6 日（金）
(5) 応募関連書類の提出期限	2026 年 3 月 23 日（月）
(6) 受託候補者の決定	2026 年 3 月 30 日（月）
(7) 契約締結・事業開始	2026 年 4 月 1 日（水）
(8) 事業完了	2027 年 3 月 31 日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 応募登録

本事業に応募される方は、下記の書類を PDF データで提出すること。

- i 応募登録申込書（別紙）
- ii 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書【写し可】

※ ii は発行日より 3 か月以内のものとする。

応募申込期間：2026年2月16日（月）～3月2日（月）17時まで（必着）

申込方法　　：別紙「応募登録申込書」に記載し、長田区保健福祉課まで、E メールにより提出すること。

※E メールで受領後は、その旨、長田区保健福祉課から返信する。

※容量オーバーやメール送受信のトラブル等でメールが届かなかつた場合においても、期限後の提出は一切受け付けない。

提出先　　：神戸市長田区保健福祉課
(E メール) nagatahokenfukushi_oubo@city.kobe.lg.jp

（2）質問の受付

受付期間：2026年2月16日（月）～3月2日（月）17時まで

提出方法：別紙「質問書【様式5】」に記載し、

長田区保健福祉課 (nagatahokenfukushi_oubo@city.kobe.lg.jp)
宛てに E メールにより提出すること。

回答方法：2026 年3月6日（金）までに、質問をされた方に限らず、応募申込をされた方全員へ回答を E メールで送付する。

（3）応募関連書類の提出

申請者は、次の応募書類を提出すること。

- (ア) 応募申請書兼誓約書　　様式1
- (イ) 団体概要　　　　　　　　様式2
- (ウ) 提案事項　　　　　　　　様式3
- (エ) 収支計画書　　　　　　　　様式4

① 受付期間：2026年2月16日（月）～3月23日（月）17時まで（必着）

② 提出方法：(ア)～(エ)を、PDF データで E メールにより提出すること

※ (ア)については押印が必要なため、スキャナで取り込んだ PDF とする。

※PDF データが 10MB を超える場合は、事前に長田区保健福祉課に相談すること

※容量オーバーやメール送受信のトラブル等でメールが届かなかつた場合においても、期限後の提出は一切受け付けない

③ 提出先：神戸市長田区保健福祉課（長田区役所5階）

E メール：nagatahokenfukushi_oubo@city.kobe.lg.jp

7 選定に関する事項

（1）審査方法

委託事業者の選定にあたっては、「大学等の専門的知見を活用した長田区内保育施設等での乳幼児のこころとからだを育む事業委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」）で審査し、下記基準により総合的に判断する。なお、応募関連書類を元に審査するものとする。

(2) 選定基準及び配点

選 定 基 準		配点
申請者に関する事項	責任者の情報 ・児童福祉施設等における実務、管理運営経験有する資格 ・大学等における教員経験	20
	事業者の情報 神戸市内に法人住所あるいはキャンパスがあるか	10
事業に関する事項	課題反映 長田区の課題をふまえた提案	10
	年間計画 ・保育指針に基づいた実現可能な計画 ・他の保育施設への展開を見込んだ計画	20
	大学等の専門的知見の活用 活用する知見とその有効性（効果測定含む）	10
	体制および役割 事業遂行可能な体制	10
	保育施設や区役所との連携・情報共有 適切・効果的な連携や共有方法	10
	収支計画 適正な収支計画	10
合 計		100

(3) 選定方法

- ① 企画案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って応募関連書類の審査を行う。

審査の結果、選定委員会の評価点が最も高い応募者を委託予定事業者として決定する。なお、評価点が最も高い者が複数いる場合は、選定基準の「大学の知見の活用」の評価点が高い方に決定する。

応募者が1者の場合、評価点が6割以上であれば委託予定事業者とする。

委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案者の趣旨を逸脱しない範囲で内容の協議を行う。

委託予定事業者が辞退又は協議が不調となったときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこ
- ③ 選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示するこ
- と
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかにすべての参加者に通知し、また本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した応募者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 応募関連書類の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募関連書類は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ③ すべての応募関連書類は返却しない。
- ④ 提出された応募関連書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- ⑦ 本件にかかる予算が成立しない場合、本市は契約を締結しない、あるいは契約を解除することができる。
- ⑧ 本要領に定めのない事項については、協議により定める。また、本要領の定めに疑惑が生じた場合も同様とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒653-8570 神戸市長田区北町3丁目4-3
神戸市長田区保健福祉部保健福祉課
電話番号 078-579-2309
E メール nagatahokenfukushi_oubo@city.kobe.lg.jp
※問い合わせは原則 E メールでお願いします。